

地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省健康局健康課

1. 改正の趣旨

- 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号。以下「指針」という。）は、厚生労働大臣が地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の規定に基づき、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、
 - ・ 地域保健対策の推進の基本的方向
 - ・ 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項
 - ・ 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに地域保健法第21条第1項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項
 - ・ 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項等について定めるもの。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年臨時国会において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）が成立し、
 - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）においては、予防計画の記載事項の充実や都道府県と保健所設置市・特別区との都道府県連携協議会の創設などが行われるとともに、
 - ・ 地域保健法においては、保健所業務を支援するIHEATや専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等が法定化されたところ。
- これらの改正法の内容を踏まえ、指針の一部を改正する。

2. 改正の概要

- 主な改正の概要は別紙のとおり。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 地域保健法第4条第1項及び第3項

4. 適用日等

- 告示日：令和5年3月（予定）
- 適用日：令和5年4月1日（改正法の施行日）